G倶楽部

"住まいづくりフェア2010"のお知らせ
お歳暮に断然おトクなおいしい情報
レシピも秋真っ盛り!
ふれあい情報

11月号 2009
Vol.145
群馬県庁生活協同組合
URL http://www.hot-hitotoki.com
E-mail pref.g-coop@aq.wakwak.com

昨年の「住宅なんでも相談会」で、長男の健一がハウスメーカーと契約し、今年家を建てた。
なかなかいい家だ。
妻の好子と二人で相談して建てた我が家も、築××年。
そろそろ、リフォームしないとダメだなぁと考えている。

住宅のこと考えたら、まず相談に行ってみよう!

好子は今流行のIHとかなんとか騒いでいるようだが…。
そうそう、長女の千夏が来年結婚を控えているのだ。
うーん、いろいろお金がかかるな。
そうだ、二世帯住宅はどうだろう?
千夏の婿殿に少し出してもらって…。
取りあえず、
「住まいづくりフェア2010」行ってみるか。

引田家 征一郎のつぶやき
※引田家については5面をご覧ください。

わんだーらんど

知恵袋

●乾電池を節約

デジカメ、ゲーム、リモコン、時計など日常生活の中で乾電池ってたくさん使ってますよね。乾電池の一人当たりの年間消費量は、約70本だと言われてるそうです。すごい量ですね。

乾電池には「使用推奨期限」があって、これはこの期限内であれば十分に乾電池の性能が発揮されるという目安の日付です。製造日から2～3年となっていますので、購入するときは注意して見てください。家にある電池が期限が過ぎていても、すぐに使えなくなるということではありません。電池は使用しなくても少しずつ放電しているため、あまり長く保存しておくのは電池の性能を落としてしまうので、おすすめできませんね。

CDプレイヤーなどの大きな電流を必要とする機器で使用した電池は、もう無くなってしまったと思っても、まだまだ使える場合があります。時計などの少ない電力で動く機器に使えるのです。100円ショップなどで売っている乾電池の残量メーターが、どれくらい電池の残りがあるのか確認するのに役立ちます。使い終わってもすぐ捨ててしまわずに、残量をチェックしてみるといいかもしれませんね。

話題の本棚

北緯14度

絲山秋子

秋の夜長には読書、とりわけ旅行記が読みたくなるという人におすすめの本です。高崎在住の作家絲山さんがセネガルへ旅する話です。記録ではなくお話で、イライラしたり心掴さぶられたりが鮮やかに書かれています。鮮やかすぎてまぶしい程です。旅の終わりの方、「だんだん書くのがイヤになってきた。文章に書くと書いた以外のことを忘れてしまう。忘れたくない。」とあります。すばらしい旅をした人にはものすごくよくわかる文で、何度も繰り返し読んでしまいます。

講談社 税込 1,785円

10周年記念クイズの答え

登場人数は17名でした。または、17名と1匹でも正解です。
県庁生協へお立ち寄りの際は、イラストに出てきた職員にぜひ声をかけていただくとうれしいです。
お待ちしております。

当選者(敬称略)

櫻井 善幸(土地改良連合会)	中沢 邦彦(吾妻農業)	吉田 晶徳(畜産課)	船津 茂(廃棄物政策課)
矢野間 直子(西部保福)	中野 徳久(利根沼田農業)	平野 貴裕(県央第二)	橋本 大(吾妻発電)
本間 諭(西部環境)	木内 英明(蚕糸技術センター)		

自動車チケット事業の休止について

ご好評をいただいております自動車チケット事業(割賦あっせん)ですが、申込額が今年度の予定を超過しましたので、しばらくの間受付を休止させていただきます。来年度以降は改めてお取扱いをさせていただく予定ですので、ご不便をお掛けしますがご了承ください。
詳しくは生協事務所までお問い合わせください。

職員紹介

今回は3名の職員のひと言PRをさせていただきます。

業務第二課 主任●曽我 靖
アメリカと飛行機をこよなく愛する曽我です。
東毛・中毛を中心に営業しています。

業務第二課 主事●中野 知之
ご飯の次にサッカーが大好きな中野です。
県庁地下一階にいます。

業務第二課 主事●諸星 吉伸
富士山の山小屋で一晩も出来なかったデリケートな諸星です。西毛・北毛を中心に営業しています。

■発行/群馬県庁生活協同組合 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 ■制作/プロジェクトK
●「G倶楽部」に関するご意見・ご要望は編集係までどうぞ
TEL直通 027-221-4028・FAX027-221-4029 県庁大代表 027-223-1111 内線 4805・4806

対象:群馬県職員
群馬県庁生協の 団体扱 自動車保険

■取扱保険会社
東京海上日動・三井住友海上
損保ジャパン・日本興亜損保
上記以外の会社でご加入の場合は会社を変更して団体扱でご加入できます。

一般契約と同種の扱いで比較すると 約21%割安
団体扱一括支払5%・団体扱割引16.3%適用
※当該割引率は団体扱割引と一括支払の割引を乗算して算出しております。

一般契約→一般契約
現在ご加入の自動車保険で適用している
ノンフリート等級(無事故割増引)を継承して
更に上記の団体扱割引率が適用になります。
※ご加入が共済等の場合、等級が継承できない場合があります。
一般契約→団体扱

現在の割引率50%(13等級)で更新した場合 前保険期間内1年間は無事故で更新

「一般契約」で更新
更新後は割引率55%を適用
等級は14等級に進行して
「団体扱」に変更して更新
更新後は割引率55%を適用 更に団体扱で約21%割引

保険料の支払は、給与で保険始期月の2ヶ月後のチェックオフです。

■その他の団体扱自動車保険の特長■
1 ご家族の自動車も団体扱割引の対象です。【配偶者、契約者もしくはその配偶者と同居の親族・別居の扶養親族の所有・使用する車両です】
2 ご退職後も団体扱割引は適用できます。【ご退職後は生協への口座登録手続きをしていただき、同一条件で継続できます】

現在ご加入の「保険証券のコピー」を下記までFAXまたはメールにて送付ください。
お見積りをお届けいたします。〈取扱代理店〉(株)ジーエスエス TEL.027(234)8864 FAX.027(232)3802
県庁職員以外の組合員も集団扱により、一般契約に比べて保険料が5%割安になります。

《団体扱割引の適用》 1.団体扱割引16.8%は、群馬県職員の方が対象となります。
2.公社事業団等に在籍する県庁生協組合員の方につきましては、集団扱が適用になります。
(注)団体扱割引16.8%は平成21年11月1日から平成22年10月31日までの保険開始日の契約に適用されます。団体扱割引は、毎年損害率などにより見直されます。
3.団体扱(集団扱)でご契約いただけるのは、以下の全ての条件を満たす場合に限られます。(対象となる方)ご契約者は、県庁職員(団体扱)および県庁生協組合員(集団扱)の方に限ります。記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方は、ご契約者、ご契約者の配偶者、契約者もしくはその配偶者の同居の親族、契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族の方とすることが出来ます。
(被保険自動車の所有者の範囲)ご契約者、契約者の配偶者、契約者もしくはその配偶者の同居の親族、契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族の方となります。
4.保険期間中に3.の条件を一つでも満たさなくなった場合(ご退職された場合やご子息がご結婚され別居の扶養外親族となられた場合等)は、速やかに以下の取扱代理店までご連絡ください。
《団体扱・集団扱に関するご注意》給与天引方式の場合、給与の支払いを受けなくなった場合、資本関係の変更等により系列会社でなくなった場合、「保険料集金に関する契約」に定められた定定数不足の場合などにより、団体扱・集団扱特約が失効した場合は、残りの保険料を一括してお支払いいただくことになります。
5.団体扱(集団扱)は自家用自動車、自動二輪、原付が対象となります。
6.このちらしは、団体扱(集団扱)自動車保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。補償範囲等の詳細については、「普通保険約款・特約条項」をご覧ください。
また、適用できる割引や特約等には一定の条件があります。また保険会社によりその取り扱いは異なります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせ下さい。

〈取扱代理店〉(株)ジーエスエス 前橋市大手町3-9-16 引受保険会社:東京海上日動・三井住友海上・損保ジャパン・日本興亜損保
各社の連絡先は代理店HP(http://park3.wakwak.com/gss^)でご確認ください。
ご提出いただいた保険証券や更新の案内等の個人情報は、団体扱引受保険会社が取扱う保険商品等の各種商品・サービスの提供・案内をする目的の範囲内で利用させていただきます。
平成21年10月作成 6800ー09ー025

引田家の人々 第4話

引田家は架空の家族です。そこで起こっているできごともフィクションです。(似たようなことはみなさんの身の回りにもあると思いますが…。)

家族構成/父:征一郎 母:好子
長男:健一 長女:千夏 次男:直哉 次女:洋子

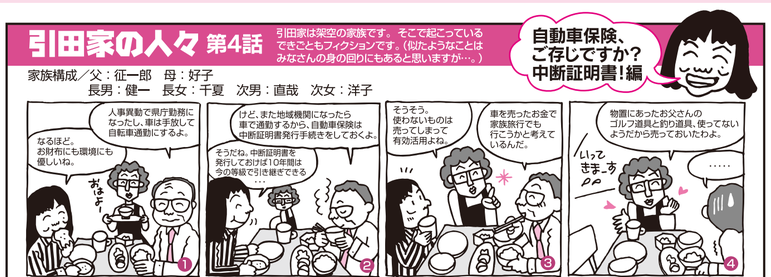

お車を廃車、譲渡などされ、または駐在や留学などで海外に渡航され、自動車保険を中断(満期または解約をいいます。)される場合には、お申し出があれば一定の条件の下、中断証明書を発行いたします。中断証明を取得しておくと、その後新たに自動車保険をご契約される際に、証明書に記載されたノンフリート等級が適用されます。(10年間有効)

■発行条件(契約中断時に必要な条件)
●次回適用する等級が7～20等級であること。
●中断の理由が廃車、譲渡、返還、盗難、車検切れ(国内特則)のいずれかであること。また、海外渡航(海外特則)の場合には中断した契約の末日から6ヶ月以内に出国すること。
●保険期間の末日から13ヶ月以内にご契約者から「中断証明書」発行依頼があること。
などの条件がございます。また保険会社によって条件が若干異なるケースがございますので、詳しくはご相談ください。

<代理店> 株式会社ジーエスエス TEL027-234-8864 までは、お電話ください!